

地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業 (内閣府地方創生推進室 令和 7 年度事業)

公募要領

1.背景・目的

近年、「脱炭素(カーボンニュートラル)」や「生物多様性の回復(ネイチャーポジティブ)」、「循環経済の実現(サーキュラーエコノミー)」等の環境課題を統合的に解決する取組が国際的潮流になっています。特にネイチャーポジティブ※¹に関しては、国際目標が設定された上で 2023 年には生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定され、民間事業者においても、非財務情報の開示にかかる国際動向(TNFD: 自然関連財務情報開示タスクフォース)などが背景となって民間の取組が活発化しています。そのため、ネイチャーポジティブの取組は自治体にとって地方創生の観点から、地域の自然資源等の維持や保全による魅力的な地域づくりと、付加価値創出型の地域経済や外部資金調達を同時に図る上で大きなポテンシャルとなっています。

また、令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定された地方創生 2.0 基本構想においても、自然資源や自然景観は地方創生 2.0 における重要な地域資源として位置付けられ、同基本構想の主要政策である政策パッケージにおいて、「地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う『自然資本※²を核としたネイチャーポジティブな地域づくり』を各省庁や関係団体のネットワークにより推進していく」旨が明記されたところです。

こうした背景を踏まえ、本モデル事業では、ネイチャーポジティブを中心とした環境課題と地方創生の統合的な解決を目指した地方創生×ネイチャーポジティブの取組により、具体的に地方創生効果(関係人口の創出、農林水産業の付加価値創出、インフラ等地域環境の整備など)を創出しようとするモデル自治体を支援することを目的として、専門家等と連携した伴走支援等を行い、取組の事業化や発展、産官学金労言の多様なステークホルダーによる支援体制の構築、相互に連携できるネットワークの構築等の具体化を支援します。

なお、本モデル事業に関する事務運営は、内閣府業務の請負者である「いであ株式会社」が事務局となって実施します。

※1 ネイチャーポジティブ: 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された考え方。国際的組織として TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が立ち上がるなど民間企業の価値創造の観点から重要性が増している。

※2 自然資本: 森林、土壌、水、大気、動物、植物等、自然界でつくられるあらゆる資源のストック。自然資本を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤となるとされている。

2. モデル事業について

2.1 想定しているモデルについて

本モデル事業では、地方創生とネイチャーポジティブの統合的な取組の具体化を図ることから、地域の環境課題及び地方創生上の課題が明確であり、課題解決に向けたストーリーや取組の具体性を重視します。得られた事例やノウハウを、将来的に全国へ展開することも念頭に、以下のようなモデル事例を構築していくことを想定しています。

＜地方創生×ネイチャーポジティブのモデル例＞

- ・ 【農林業】環境保全型農業により地域産品の付加価値を高め、農業の事業性確保や農業従事者の確保につなげるモデル
- ・ 【水産業】資源管理など持続可能な漁業や藻場再生など生物生息基盤を整備することで、地域及び水産業の価値向上につなげるモデル
- ・ 【移住支援】放棄地の自然再生を行い交流拠点化整備することで、快適に過ごせる地域づくりを推進すると同時に、交流人口・関係人口の創出、移住・定住促進につなげるモデル
- ・ 【持続可能な観光】地域のネイチャーポジティブと持続可能な観光業の統合的な取組により地域経済及び関係人口の拡大につなげるモデル
- ・ 【都市・インフラ整備】グリーンインフラの活用により、住民の安全性や居住快適性を向上させ、地域への愛着の向上やUターン・Iターンの拡大につなげるモデル
- ・ 【外部資金獲得】地域の環境保全を通じた企業版ふるさと納税や民間投資の喚起による地域価値の向上を図るモデル

2.2 モデル事業の概要

(1) 実施期間（支援期間）

モデル事業採択後（令和7年9月上旬頃）～令和8年2月27日（金）の約6カ月間とする。

(2) 公募対象団体

地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）とする。

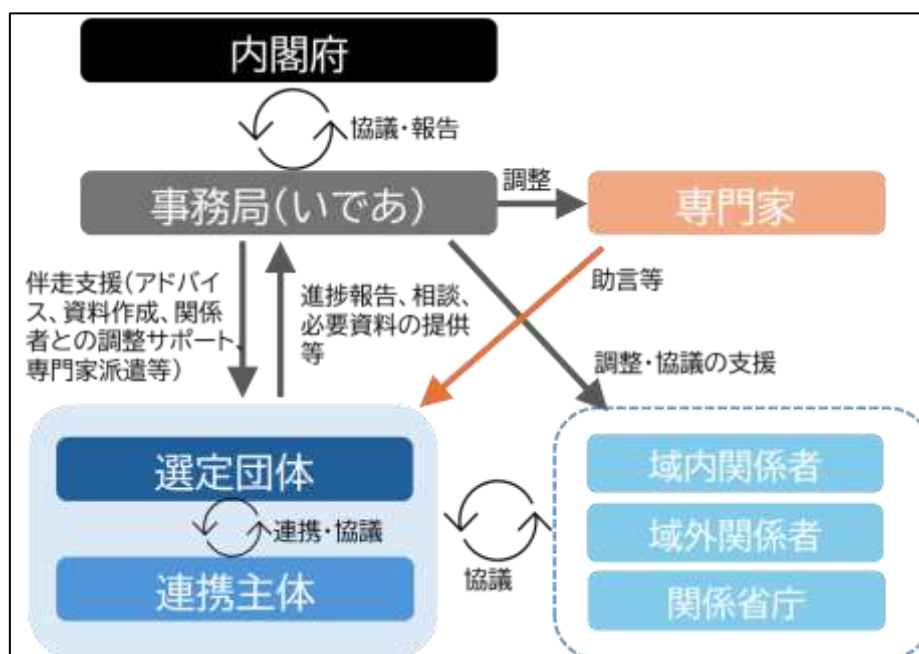
(3) 支援内容

本事業に採択された地方公共団体には、採択後に希望する支援内容について協議のうえ、計3回程度の現地支援（環境課題と地方創生効果の関係性の整理、現地調査、関係者含めた意見交換、専門家の派遣による助言等）及びオンラインでの相談を通じて、事務局による以下の支援を受けることができます。

＜支援内容（例）＞

- ✓ 環境課題と地方創生の課題の関係性の整理（現況把握含む）
- ✓ 協働・共創体制構築の支援（地域内、地域外、事業分野の関係省庁の窓口等）
- ✓ 取組に活用できる資金・人材等のリソース確保支援（活用できる施策や事業の検討）
- ✓ 環境保全効果、地方創生効果の指標・モニタリング・評価方法の検討支援
- ✓ 取組のロードマップ作成の支援
- ✓ 取組の事業化に必要な専門家の現地派遣（各自治体1回程度、各分野に係る実務家を想定）

<事業の支援体制のイメージ>



3 モデル事業への応募方法

3.1 公募期間

令和7年7月25日（金）～8月22日（金）17時必着

3.2 応募書類の提出

公募期間内に以下に示す応募申請書を「3.4 申請書提出先、問い合わせ先」まで電子メール（ファイルストレージシステム含む）にてご提出ください（押印不要）。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の地方公共団体で進める共同の取組について応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、担当窓口となる代表者を定めてください。

提出された情報は本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

3.3 提出書類

- 応募申請書（別添の Word 様式をご使用ください）
 - 資料のページ数は、表紙を除き最大 10 ページとしてください。
 - 取組を説明する添付資料がある場合は、PDF 形式での提出とし、応募申請書本体には参照する別添資料名との対応がわかるよう記載ください。

3.4 申請書提出先、問い合わせ先

<提出先・問い合わせ先>

- 提出先・問い合わせ先：地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業事務局（いであ株式会社）

- 担当：菊地、青木、平井
- Email： np_region@ideacon.co.jp （送信の際は「◎」を「@」に置き換えてください。）
- TEL： 045-593-7608

（注）応募申請書提出時は、件名を以下のとおりにしてください。

「【応募申請書提出：地方公共団体名】地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業」

（注）問合せ時は、件名を以下のとおりにしてください。

「【問合せ：地方公共団体名】地方創生×ネイチャーポジティブの推進に向けたモデル支援事業」

<本事業実施主体>

- 事業実施主体：内閣府 地方創生推進室
- 担当：鵜飼
- Email： shota.ukai.e3e@cas.go.jp
- TEL： 03-6257-1413

4. 審査・選定及び決定通知

4.1 審査方法

応募書類を審査の上、6件程度（6地域程度）を選定する見込みです。

提出された応募書類等の内容について、公募の基礎的要件を満たしているかどうかを確認後、事前面談を行い取組内容等に関する追加的なヒアリングを行います。

以下の評価事項を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や環境課題、地方創生効果、エリアなどのバランス等を勘案し、採択先を選定します。なお、応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。（審査及び審査内容は非公開）

4.2 審査内容

（１）基礎的要件

- ・ 前述の事業の背景・目的に沿った取組であるか。
- ・ 本事業の担当者が明確であるか。
- ・ 支援を受けて取組を進める一定の実施体制があるか。

（２）追加的要件（評価事項）

- ・ 本事業により解決したい環境課題や地方創生上の課題が具体的であるか。
- ・ 本事業で目指す効果（環境保全効果、地方創生効果）が具体的であるか。
- ・ 取組内容が地域に具体的なメリットを産み出すものであり、統合的解決に繋がるストーリーが具体的であるか。
- ・ 地域の特性（自然資本、産業等）を踏まえた取組でありつつも、他地域も参考となる取組であり、本事業で構築したいモデル性に合致しているか。
- ・ 本事業で獲得したい目標・成果が達成できる庁内の実施体制が確保されているか。
- ・ 本事業を進めるにあたっての庁外関係者が特定され、調整や合意形成が開始できる状況に

あるか。

- ・ 令和7年度の事業スケジュールがある程度明確であり、事務局支援の依頼内容が実施できるものとなっているか。

4.3 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての応募者（担当者）に速やかに通知します。

5. 事業実施に向けて

5.1 打合せ・実行計画策定

月1回程度のオンラインの打合せ及び計3回の現地支援を実施予定です。現地支援では、ワークショップ形式での環境課題と地方創生効果の整理、関係主体を交えた意見交換、専門家の派遣、現地調査等、中心に伴走支援を行う予定です。

<現地支援の実施例>

現地支援の実施時期及び打合せ内容として一例を示します。実施時期や内容については、採択団体の事業化に向けた検討スケジュールを勘案し、柔軟に対応いたします。

実施時期（例）	打合せ内容（例）
第1回（令和7年9月頃）	環境課題解決と地方創生効果の関係性の可視化作業の支援（ロジックモデル作成等のワークショップ形式を想定）
第2回（令和7年10～12月頃）	専門家の派遣・現地調査、関係者との意見交換、その他の必要な調査結果報告
第3回（令和8年1月頃）	関係主体との協議・調整、今後必要な検討の整理、ロードマップの作成

5.2 情報公開

応募時における提出書類をはじめ、打合せ等での各種資料や議事録等における個別取組の関連情報について、機微な情報が含まれるものについては非公開とします。

ただし、提出された情報は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援内容の検討の目的の範囲内で、他省庁の関係部署と共有させていただく場合があります。また、本モデル事業の結果は広く地方自治体に役立ててもらうために作成する、「事例集（名称未定）」や「地域のための地方創生ゼロカーボン実務担当マニュアル」において、内閣府HP等で機密事項等に十分に留意しつつ、事業成果等を公開します。

6. その他、免責事項等

- ・ 応募企業は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が内閣府及び業務の委託先事務局にも共有されることに同意すること。

- 本モデル事業において作成した資料の著作権は、原則内閣府に属し、支援先地方公共団体は非独占的使用権を許諾されるものとする。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- 本モデル事業は、「令和7年度 地方創生とネイチャーポジティブ等環境課題の統合的解決支援モデル事業」によって行われるものであり、内閣府及び事務局に提供された個人情報等については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、内閣府、事務局が使用することに同意すること。
- 本モデル事業に著しい支障を与えると判断される場合は、本モデル事業を中止する場合がある。

以上